

○ 北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則

北海道公安委員会規則第3号

昭和32年4月11日

改正 昭和33年4月1日公安委員会規則第4号、10月10日第12号、35年7月12日第2号、36年4月7日第1号、7月20日第4号、37年4月1日第3号、39年4月3日第2号、第3号、7月15日第5号、40年4月1日第3号、41年4月1日第2号、42年4月6日第3号、44年4月1日第3号、45年4月1日第3号、8月19日第6号、46年5月13日第2号、7月30日第3号、47年5月1日第6号、8月23日第8号、48年5月1日第7号、49年4月11日第3号、12月11日第6号、50年4月10日第1号、51年4月1日第3号、52年4月1日第2号、54年5月19日第3号、7月27日第4号、55年4月1日第4号、56年3月31日第2号、57年4月1日第3号、58年3月24日第2号、59年1月5日第1号、4月1日第4号、12月6日第7号、60年3月28日第4号、61年3月13日第1号、9月29日第4号、62年3月16日第1号、63年4月1日第3号、平成元年3月30日第2号、2年3月29日第2号、3年3月15日第2号、10月25日第4号、4年3月31日第6号、9月1日第15号、5年3月31日第2号、10月1日第7号、6年3月31日第2号、7年3月24日第1号、8年3月31日第1号、9年3月31日第3号、10年3月27日第4号、11年3月19日第2号、10月1日第5号、12年3月28日第6号、13年3月23日第5号、14年3月29日第2号、15年3月25日第2号、16年3月31日第4号、9月28日第8号、17年3月31日第2号、18年3月31日第6号、19年3月16日第3号、6月29日第12号、9月14日第16号、20年3月7日第2号、7月29日第6号、21年3月31日第5号、22年3月31日第4号、23年3月22日第3号、24年3月30日第2号、25年3月22日第2号、7月16日第7号、26年3月18日第2号、27年3月20日第5号、28年3月31日第6号、29年3月31日第4号、30年3月16日第1号、31年3月15日第4号、令和元年9月20日第9号、2年3月13日第4号、3年3月16日第3号、4年3月15日第3号、5年3月14日第2号

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）第3条の規定に基づき、北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則を次のように定める。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則

北海道地方警察職員の定員の配分は、別表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和30年北海道公安委員会規則第3号）

北海道地方警察職員の組織別定員の暫定措置に関する規則（昭和31年北海道公安委員会規則第2号）

附 則（昭和33年4月1日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年10月10日公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年7月12日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和35年7月12日から施行する。

附 則（昭和36年4月7日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和36年4月7日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年7月20日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和36年8月1日から施行する。

附 則（昭和37年4月1日公安委員会規則第3号）

1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、札幌方面警察署の部札幌西警察署の項の改正規定は、北海道警察組織条例の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第26号。以下「組織改正条例」という。）の施行の日から施行する。

2 札幌方面札幌中央警察署の定員は、昭和37年4月1日から組織改正条例の施行の日までの間は、この規則による改正後の北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）別表の規定にかかわらず、同表の札幌中央警察署の定員数に札幌西警察署の定員数を加えた数とする。

附 則（昭和39年4月3日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年4月3日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年7月15日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年4月6日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年8月19日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則（昭和46年5月13日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年7月30日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月1日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年8月23日公安委員会規則第8号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年5月1日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月11日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和49年12月20日から施行する。

附 則（昭和50年4月10日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年4月1日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年5月19日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月27日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年1月5日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月6日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和59年12月10日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月13日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月29日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年10月25日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年9月1日公安委員会規則第15号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日公安委員会規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月31日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日公安委員会規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月28日公安委員会規則第8号）
この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日公安委員会規則第12号）
この規則は、平成19年7月3日から施行する。

附 則（平成19年9月14日公安委員会規則第16号）
この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月29日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成21年3月31日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月16日公安委員会規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月18日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日公安委員会規則第9号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日公安委員会規則第4号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日公安委員会規則第2号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分 組織別	警 察 官					警察官以 外の職員	合 計	
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計			
北海道警察本部	175	271	1,249	522	2,217	583	2,800	
札幌市警察部	(2)	(7)	(9)		(18)	(6)	(24)	
サイバーセキュリティ 対 策 本 部	2	3	12		17	1	18	
北海道警察学校	12	14	48	240	314	28	342	
札幌方面警察署	103	211	2,320	1,508	4,142	241	4,383	
計	292	499	3,629	2,270	6,690	853	7,543	
函館方面	本 部	18	38	153	53	262	56	318
	警 察 署	23	36	390	207	656	43	699
	計	41	74	543	260	918	99	1,017
旭川方面	本 部	19	39	165	59	282	60	342
	警 察 署	29	58	577	287	951	71	1,022
	計	48	97	742	346	1,233	131	1,364
釧路方面	本 部	22	43	183	56	304	62	366
	警 察 署	24	47	519	296	886	57	943
	計	46	90	702	352	1,190	119	1,309
北見方面	本 部	16	32	111	22	181	47	228
	警 察 署	16	27	257	122	422	29	451
	計	32	59	368	144	603	76	679
合 計	459	819	5,984	3,372	10,634	1,278	11,912	

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。